

## 富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業に関する基本協定書（案）

富山市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業（以下「本事業」という。）の管理運営事業候補者として乙が決定したことを確認し、富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業に関する基本協定（以下「事業基本協定」という。）を締結する。

なお、この事業基本協定において用いられる用語は、特段の規定のある場合又は文脈上別異に解すべき場合を除き、甲が令和8年3月〇日付で公表した富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業募集要項（その後の変更を含む。）で定められた意味を有するものとする。

### （目的）

第1条 この事業基本協定は、富山市牛岳温泉スキー場及び周辺施設管理運営事業に関する指定管理基本協定（以下「指定管理基本協定」）の締結までの間、本事業の円滑な推進に向けて、本事業の準備業務に関する甲及び乙の間の基本的な事項を定めることを目的とする。

### （当事者の義務）

第2条 甲及び乙は、本事業に関する、甲と乙との間での指定管理基本協定の締結に向けて、それぞれ誠実に協議し、必要な手続きを履行するものとする。

### （甲が行う改修設計への乙による助言）

第3条 乙は、甲が別途委託により実施する改修設計に対し、甲の求めに応じて、効率的かつ効果的な施設運営を実現する観点から、助言を行うものとする。

2 前項に基づく乙の助言は、改修設計の実施または設計内容の決定に関する責任を乙に負わせるものではなく、当該助言の採否は、甲が自らの責任において決定するものとする。

3 前2項に定める乙の助言に対し、甲は、乙に対して報酬、実費その他名目のいかなを問わず、対価を支払わない。

### （指定管理基本協定の締結）

第4条 甲は、本施設の設置条例案を提出し、また乙を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第1項及び第6項の規定に基づき、議会に議案を提出し、議決を得るものとする。

2 甲は、乙の指定管理の指定に係る富山市議会の議決を経た後に、乙を指定管理者に指定し、甲及び乙は、指定管理基本協定書を締結するものとする。

3 第1項に規定する設置条例案または指定管理者の指定に係るいずれか一方又は双方について議決が得られない場合、本協定は効力を失い、甲及び乙は、互いに損害賠償その他の請求を行わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により議決が得られなかった場合は、この限りでない。

### （権利義務の譲渡の禁止）

第5条 乙は、この事業基本協定上の地位及び権利義務を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分をしてはならない。

2 乙は、合併、事業譲渡、株式譲渡その他により実質的な支配権が変更される場合、事前に甲の承認を得なければならない。

(乙の事由による解除)

第6条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、この事業基本協定を解除することができる。

- (1) この事業基本協定に違反したとき。
- (2) 管理運営事業者候補者として選定しない法人等に該当することとなったとき。
- (3) 経営状況の悪化等により指定管理業務を行うことが不可能又は著しく困難になったとき。
- (4) 乙の責に帰すべき事由により、甲に対し協定解除の申出をしたとき。
- (5) 組織的な非違行為が行われていた場合など、指定管理業務を行わせることが、社会通念上著しく不相当と判断されるとき。
- (6) 乙が正当な理由なく指定管理基本協定の締結を拒否したとき。

2 乙は、前項の規定によりこの事業基本協定が解除されたときは、違約金として〇〇円【乙が令和8年〇月〇日に提出した提案書において提案した本施設の利用料金収入の各年度の平均額、必須自主事業の売上の各年度の平均額及び指定管理業務委託料の各年度の平均額の合計額、並びに当該合計額に係わる消費税等の額の総額の100分の10に相当する金額】を甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定によりこの事業基本協定が解除された場合において、甲に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回ったときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(甲の事由による解除)

第7条 甲は、公益上やむを得ない必要が生じた場合またはその他甲の事由により、指定管理業務の開始が困難と判断する場合に、乙に対して通知することにより、この事業基本協定を解除することができる。

(不可抗力等による解除)

第8条 不可抗力その他、甲乙いずれの責めにも帰すことができない事由により、指定管理業務の開始が困難になった場合、指定管理業務の開始の可否について甲乙で協議するものとする。協議の結果、甲が指定管理業務の開始が困難と判断した場合、この事業基本協定を解除することができる。

2 前項の規定によりこの事業基本協定を解除した場合は、この事業基本協定に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを甲及び乙は確認する。

(秘密保持義務等)

第9条 乙は、本事業の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議)

第10条 この事業基本協定に関し疑義が生じたとき又はこの事業基本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この事業基本協定は、締結の日から効力を発し、第4条第2項に規定する指定管理基本協定締結初日の前日までとする。

この事業基本協定の締結を証するため、この事業基本協定2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 富山市新桜町7番38号  
富山市長 藤井裕久

乙